

第1回 公衆衛生課題

「資格が得調理師 目で見てわかる図解テキスト」の P.12、P.13 を見て、プリントを完成させましょう。

1. **公衆衛生の定義と活動** テキストを読み、()内に書き込みなさい。

公衆衛生とは、すべての住民を対象に、人々の()や()などを目的とした地域社会の組織的な衛生活動の事です。

最も広く用いられている定義は、(国名:)・イェール大学の()教授が提唱した、「地域社会の組織的な努力により()を予防し、生命を延長し、身体的・精神的健康と()の増進を図る()であり、()である。」という定義です。

日本国憲法でも、第()条の()権によって、健康的な生活を営む権利や国家の責務を保証しています。

！ やってみよう！ 《日本国憲法第25条 第1項、第2項を書き写そう！！》

日本国憲法 第25条

第1項 …… すべて国民は、
.....
.....

第2項 …… 国は、
.....
.....

2. **公衆衛生行政と活動** テキストを読み、()内に書き込みなさい。

公衆衛生行政とは、国民の健康の保持・増進のために、国や地方公共団体などが行う公衆衛生活動の事です。衛生行政は大きく4つに分けられ、管轄しています。

公衆衛生行政	() ()	家庭や地域社会の生活 が対象
学校保健行政	()	幼児・児童・生徒・学生・教職員など学校生活が対象
労働衛生行政	()	会社や工場、店舗で働く職場生活 が対象
環境衛生行政	()ほか	社会全般の環境 が対象

3. **公衆衛生と保健所** テキストを読み、()内に書き込みなさい。

公衆衛生行政の中で、()に基づいて、地域における公衆衛生の向上と増進を図る目的で活動しているのが()です。保健所は、()、指定都市、中核市、その他の()、東京都の23特別区に設置されています。

年 組 番

名前:

実施日: 月 日(曜日)

！ やってみよう！ 《保健所の主な業務を13個書き出そう！》 P.13に載っているよ

① 地域保健に関する思想の普及、向上に関する事項

②

③

④

⑤

⑥

⑦

⑧

⑨

⑩

⑪

⑫

⑬

⑭

お疲れさまでした！

この課題をし終わってからの感想を書こう。

.....
.....

【裏面で解いた、問題 1. 2. 3. の解答はこちら ↓】

1. 公衆衛生の定義と活動

公衆衛生とは、すべての住民を対象に、人々の(健康保持)や(疾病予防)などを目的とした地域社会の組織的な衛生活動の事です。

最も広く用いられている定義は、(国名: アメリカ)・イェール大学の(ウインスロー)教授が提唱した、「地域社会の組織的な努力により(疾病)を予防し、生命を延長し、身体的・精神的健康と(能率)の増進を図る(科学)であり、(技術)である。」という定義です。

日本国憲法でも、第(25)条の(生存)権によって、健康的な生活を営む権利や国家の責務を保証しています。

2. 公衆衛生行政と活動

公衆衛生行政	(厚生労働省 内閣府)	家庭や地域社会の生活 が対象
学校保健行政	(文部科学省)	幼児・児童・生徒・学生・教職員など学校生活が対象
労働衛生行政	(厚生労働省)	会社や工場、店舗で働く職場生活 が対象
環境衛生行政	(環境省)ほか	社会全般の環境 が対象

3. 公衆衛生と保健所

公衆衛生行政の中で、(地域保健法)に基づいて、地域における公衆衛生の向上と増進を図る目的で活動しているのが(保健所)です。保健所は、(都道府県)、指定都市、中核市、その他の(政令で定める市)、東京都の23特別区に設置されています。